第七号を同項第五号とし、同条第八項中「前項第一号から第三号まで」を「前項第一号又は第二号」に改め、「診療所に」の下に「療養病床又は」を加え、「第五項第三号」を「第五項各号（当該病床が一般病床のみの場合にあつては、同項第三号）」に改め、同条第九項中「第七項第四号から第六号まで」を「第七項第三号又は第四号」に改め、「該当し、」の下に「療養病床若しくは」を加え、「病床数若しくは」を「病床数又は療養病床若しくは」に改め、「、又は療養病床に係る病室の病床数を減少させ」を削り、「第五項第三号」を「第五項各号（当該病床が一般病床のみの場合にあつては、同項第三号）」に改め、同条第十項及び第十一項中「第七項第七号」を「第七項第五号」に改め、同条第十二項中「構想区域（」の下に「法第三十条の四第一項の規定により所在地の都道府県が定める」を、「（医療計画」の下に「（以下単に「医療計画」という。）」を加え、「法第三十条の四第二項第七号」を「同条第二項第七号」に改める。

第三十条の二十八中「急性心筋梗塞」を「心筋梗塞等の心血管疾患」に改める。

第三十条の二十八の四第一号中「居宅等」の下に「（法第一条の二第二項に規定する居宅等をいう。別表第七において同じ。）」を加える。

第三十条の三十第一号中「における合計数」の下に「に都道府県内対応見込患者数」を加え、「（療養病床を有する診療所を含む。以下この号において同じ。）」を「及び診療所」に、「（以下「都道府県外入院患者数」という。）が」を「を上限として、当該都道府県の区域において医療が提供されると見込まれる患者の数として都道府県知事が他の関係都道府県の知事に協議して定める数をいう。以下同じ。）を加えた数から、都道府県外対応見込患者数（」に改め、「当該都道府県の区域に所在する病院」の下に「及び診療所」を加え、「（以下「都道府県内入院患者数」という。）よりも大きい都道府県にあつては、当該合計数に都道府県外入院患者数から都道府県内入院患者数を控除した数の三分の一を限度として都道府県知事が適当と認める数（以下「流出超過加算数」という。）を加えて得た数）」を「を上限として、当該都道府県の区域以外の区域において医療が提供されると見込まれる患者の数として都道府県知事が他の関係都道府県の知事に協議して定める数をいう。以下同じ。）を減じた数」に改め、同条第二号中「。この場合において、当該区域に所在する病院の入院患者のうち当該区域に住所を有する者の数が同表の四の項に掲げる式により算定した数を下回る区域においては、都道府県外入院患者数を厚生労働大臣の定める病床利用率で除して得た数の三分の一を限度として都道府県知事が適当と認める数を加えることができるものとする。」を削る。

第三十三条の三十三第一項第二号及び第二項中「、無菌病室の病床又は集中強化治療室若しくは心疾患強化治療室の病床であつて、当該病室の入院患者が当該病室における治療終了後の入院のために専ら用いる他の病床が同一病院内に確保されているもの」を削り、同条第三項中「、無菌病室の病床又は集中強化治療室若しくは心疾患強化治療室の病床であつて、当該病室の入院患者が当該病室における治療終了後の入院のために専ら用いる他の病床が同一病院内に確保されることが見込まれるもの」を削る。

別表第七の一の項中「F」を「F」に、「H」を「H―I」に改め、同表の二の項中「F」を「F」に改め、同表の三の項を次のように改める。

三	$\dfrac{\Sigma A_2 B_3 + \Sigma A_2 B_4 + \Sigma A_2 B_5 \alpha\beta + \Sigma A_2 B_6 \gamma + C_3 - D_3}{E_3}$

別表第七の四の項を削り、同表の備考中「式において、A_1、A_2、B_1、B_2、B_3、B_4、C_1、C_2、C_3、D_1、D_2、D_3、E_1、E_2、E_3、E_4、F_1、F_2、G、H、I、J、K及びL」を「算式中次に掲げる記号の意義に、「の値を表すもの」を「に定めるとおり」に改め、同備考A_2を次のように改める。

A_2　当該都道府県の性別及び年齢階級別の厚生労働大臣が定める時点における推計人口

別表第七の備考B_1中「長期療養入院・入所需要率」を「療養病床入院受療率」に改め、「又は介護」を削り、同備考B_2中「F_1」を「F」に改め、同備考B_3及びB_4を次のように改める。

B_3　精神病床における入院期間が三月未満である入院患者のうち、当該都道府県に住所を有する者に係る性別及び年齢階級別の入院受療率

B_4　精神病床における入院期間が三月以上一年未満である入院患者のうち、当該都道府県に住所を有する者に係る性別及び年齢階級別の入院受療率

別表第七の備考B_4の次に次のように加える。

B_5　精神病床における入院期間が一年以上である入院患者のうち、当該都道府県に住所を有する者（認知症である者を除く。）に係る性別及び年齢階級別の入院受療率

B_6　精神病床における入院期間が一年以上である入院患者のうち、当該都道府県に住所を有する者（認知症である者に限る。）に係る性別及び年齢階級別の入院受療率

別表第七の備考E_1中「療養病床に係る病床利用率」の下に「。ただし、当該病床利用率が各都道府県における直近の療養病床に係る病床利用率を下回る場合は、厚生労働大臣が定める療養病床に係る病床利用率以上各都道府県における直近の療養病床に係る病床利用率以下の範囲内で、都道府県知事が定める値とする。」を加え、同備考E_2中「一般病床に係る病床利用率」の下に「。ただし、当該病床利用率が各都道府県における直近の一般病床に係る病床利用率を下回る場合は、厚生労働大臣が定める一般病床に係る病床利用率以上各都道府県における直近の一般病床に係る病床利用率以下の範囲内で、都道府県知事が定める値とする。」を加え、同備考E_3を次のように改める。

E_3　厚生労働大臣が定める精神病床に係る病床利用率

別表第七の備考E_4を削り、同備考F_1を同備考Fとし、同備考F_2を削り、同備考Gを次のように改める。

G　当該区域に所在する病院及び診療所の療養病床における入院患者のうち、都道府県知事が、当該区域における今後の介護老人保健施設及び居宅等における医療の確保の進展等を勘案して、介護老人保健施設及び居宅等における医療等によつて対応が可能な数として定める数